

広
報

ゆづばり



No. 1318 2013

- 新年のご挨拶…………… 2
- 市長とのふれあいトーク…………… 4
- 平成23年度各会計の決算状況…………… 5
- 財政再生計画の変更と補正予算の内容…………… 6
- 夕張市不適正経理及び使途不明金調査報告… 8



いただきま〜す！

12月5日、紅葉山保育園でもちつきが行われました。

10人の園児全員が順番に餅をつき、自分たちであんこを包んで、いただきま〜す。つきたての餅は、あたたかくて、やわらかくて、とてもおいしくて、みんな大満足。

この日のお昼には、お雑煮や納豆餅にいただきました。

めでとうございます



13



夕張市長 鈴木直道

新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、ご家族とともに健やかに新年を迎えられたことと心よりお慶び申し上げます。日頃より本市の行財政運営に對しまして特段のご理解、ご支援をいただき厚く御礼を申し上げます。

本市は「コンパクトなまちづくり」に向けた取り組みの一環として、高齢者に優しいバリアフリーの近代的木造平屋住宅の建設、市営住宅の入居基準の緩和、分譲地価格の大幅な見直しなどにより、高齢者はもとより、若者が入居しやすく、子育て世代に配慮した住環境整備に取り組んでおります。まちづくりを進める上で、住環境とともに重要な要素となるのが、持続可能な公共交通体系の整備です。現在、市内には公共交通として路線バスや鉄道等があり、市民の足としての維持・

確保が重要な課題となっております。しかし、急激な人口減少やマイカー利用者の増加などにより、公共交通事業の運営は厳しい状況にあります。このため、市では、昨年4月に地域公共交通協議会を設置し、利用実態や公共交通のニーズ等を把握するためのアンケート調査を実施したところです。今後、この実施内容を踏まえ、鉄道と道路の両方を走行することができるようデュアル・モード・ビークルの全国初の営業運転をはじめ、「コンパクトなまちづくり」に向けた新たな公共交通体系を検討して参ります。

こうした中、先に開催されました定例北海道議会において、道政上の重要課題として、本市が掲げる「コンパクトなまちづくり」を取り上げていただきました。この中で高橋はるみ北海道知事から「北海道の施策も組み合わせ支援し、夕張市が総合的なまちづくりのモデルになるよう取り組む」という答弁がなされ、今後は本市をモデル自治体として位置付け、商店街の活性化や買い物弱者への支援に取り組むことが明らかになりました。

また、昨年7月には国・北海道及び夕張市の三者協議が本市において行われ、国、北海道に本市の実状を理解していただくとともに、課題を共有することができました。重点的に協議を行った17項目のうち8項目について課題

の解決に向けた方向性が確認され、市民・議会・行政の総意である財政再生計画の期間短縮についても議論のスタートとなるなど、本市にとって大きな成果が生まれました。今後は新たに発生した課題も加えながら毎年度開催することになっております。今後も「市長と話そう会」などの対話の中で頂いた地域の課題やニーズについて、国や北海道にしっかりと伝え、皆様との情報共有も更に進めて参ります。

積極的な企業誘致に取り組む中、昨年3月の東京都からの企業誘致に続き、神奈川県に本社がある湯たんぼや健康靴下等の輸入・製造・販売を手掛ける株式会社三信商会の夕張進出が決定し、工業団地は完売となりました。

本市には、全国に数えきれない程の夕張応援団があり、皆さんの思いが、大きな力になって本市の再生を支えてくれています。こうした熱い思いを胸に、皆様と議会と行政が一丸となり本年も夕張の再生を推進して参ります。本年も変わらぬご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。本年は、再生・創造のシンボル「巳年」です。古びた殻を脱ぎ捨て、皆様とともに心新たにチャレンジして参ります。

結びに、皆様にとりまして、飛躍の年となりますよう心より願いを込めて、新年のご挨拶いたします。



新年あけましてお

20

夕張市議会議長

高橋 一太



新年明けましておめでとうございます。
市民の皆様におかれましては、輝かしい新年を穏やかに迎えのことと心よりお慶び申し上げますとともに、日頃より市政発展のため多大なるご理解ご協力を賜りお礼申し上げます。
一昨年に発生した大震災から間もなく二年を迎えようとしています。今なお、被災地を中心に苦難に追われております皆様にご心よりお見舞い申し上げます。また、地域の一日も早いご復興・ご躍進を心よりお祈り申し上げます。
さて、本格的な冬景色に包まれた本市において、私共市議会としても早いもので本年は任期の折り返しの年を迎えます。

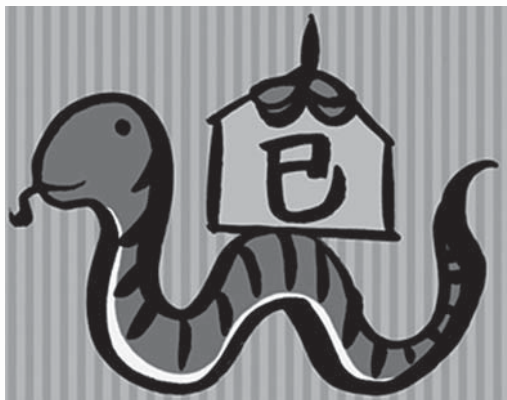
これまで、市民生活の向上、真の「再生」夕張を決意し、議会主催の「住民懇談会」・「各世代別の意見交換

会」等を通じ、各層の市民の皆様方から幅広いご意見、ご提言をいただきました。

また、新たな議会体制の中、議会改革の一環として初の試みでスタートをさせた夜間議会の導入も一昨年に引き続き、昨年も開催をし、多くの傍聴者の皆様に足を運んでいただき身近な議会とその役割をお伝えする取り組みもこれまで着実に進めてきたところであります。

こうした議会改革を基盤とし、これまで以上に市民の皆様が確かな未来を築いていく為にも私共市議会としては、積極的な議会運営・活動を広く展開することと二元代表制としての議会の役割・機能を十分に発揮させていく為にも、兼ねてからの課題でありました「夕張市議会基本条例」の制定を本年まとめ上げて参ります。制定後は市民の皆様が議会だより等を通じ広く周知をさせていただきたいと思っております。

今後も本市においては大きな試練・難題が待ち受けていると思われませんが、夕張は今、「再生」を見据えた新たな街づくりの実現に向けて、市民・行政・議会が強い絆のもと、これまで以上に地域の実情を踏まえた課題・提言を国や北海道にもお伝えしていかねければならないと考えます。再生計画中にあることも必要な事務事業等の推進に向けて前進させていくのも私共市議会とし



ての大きな役割と考えております。
新たな一年、市民の皆様と共にこの「夕張」が活力ある元気な街となるよう取り組んで参りたいと考えております。

結びになりますが、市民の皆様にとりまして本年が実りある飛躍の一年となりますよう心から祈念申し上げますとともに、今後の一層のご理解、ご協力を賜りますよう、切にお願いいたします。まして新年の挨拶とさせていただきます。

市長とのふれあいトーク

市民の皆さんの声を市長が直接聴き、市政に活かしていきたいと考え、市長とのふれあいトーク（市政懇談会）を開催しました。

11月28日のはまなす会館に16人、29日の市民研修センターに26人、30日の紅葉山会館に31人、延べ73人の参加がありました。

皆さんから寄せられた意見と市長の回答の一部を紹介します。

問合せ先 市まちづくり企画室 ☎52-3141

要求をするべきであり、不適正な処理をしてはならない。

Q 訓練については報告書などが提出されているはずであるが、不適正な処理であることに気づかなかったのか。

A 書類としては問題のないものが提出されており、不適正なものであることはわからなかった。

Q 慣例として行われていた事務については、それを当たり前だと認識してしまい、不適正なものであると気づけなかった背景があると思う。今後はこのようなことが無いように気をつけてほしい。

A 慣例として行われてきたことと、破綻後に新たに行われたものがある。事実を明らかにして、調査結果を基に再発防止策を作成し、こういったことが二度と起らないようにしたい。

三者協議について

Q 空き家対策で除却の補助が出るという話であるが、いくらののか。

A 昭和56年より前から建築されていることなどが条件であるが、除却金額の30%までで上限20万円が助成される。

Q 来年度から始まる公債費の元金償還により、経常経費を圧迫することはないのでか。

A 財政再生計画には、すでに元金の

償還は計上済みであり、財源の確保ができていないため、圧迫することはない。

Q 公約の中に公債費償還の期間短縮とあるが、年間予算の4割が償還に使われるという中で、どのように短縮するのか。方法の一つとして、負債の減額を求めることがあると思うがどうか。

A 負債をただ減額してもらおうということはない。今やらなければならぬことは、夕張市の課題を明らかにし、なぜ期間短縮が必要なのか、市として何が必要で何をやらなければならないのか、こうした課題を一つずつ議題とし、根拠を示して国や道と協議を行う必要があると考えている。

Q 診療所では看護師の不足が顕著であるが、これについてどのように考えているのか。

A 看護スタッフの不足は認識しており、医療機関と協議して人員の確保に努めていきたい。

その他

Q 東京都知事がかわることで、東京都からの支援に影響はあるのか。

A 誰が東京都知事であっても、都からの支援はただだけだと思う。都では災害復興支援などを行っており、夕張市だけを支援しているわけではない。都内はもちろん、都外の地域のことも考えることが都のスタンスであると認識している。

今後の公共交通に関する 地区別説明会

夕張市地域公共交通協議会では、市内の公共交通を将来に向けて使いやすく持続可能なものとするための検討を行っています。

公共交通を実際に使用している皆さんに検討の状況を伝え、意見を伺うため、地区別説明会を開催します。

事前の申し込みは不要です。当日、会場までお越しください。

開催日

- 1月22日(火) はまなす会館
- 1月23日(水) 沼ノ沢農業研修センター
- 1月24日(木) 真谷地6区集会所
- 1月25日(金) 紅葉山会館
- 1月28日(月) 南部コミュニティセンター
- 1月29日(火) 市民研修センター

※いずれも午後6時からの開催です。

問合せ先 夕張市地域公共交通協議会事務局
市まちづくり企画室 ☎52-3141

平成23年度各会計の決算状況

広報ゆうばり7月号で各会計の決算見込みをお知らせしたところですが、このたび11月臨時市議会で「平成23年度各会計決算」について、特別会計は全て認定となりましたが、一般会計においては不認定となりました。不認定となっても法的な拘束力はなく、決算上の収支の効力を左右するものではありませんが、認定されなかった事実を厳粛に受け止め、今後の予算執行については適切に取り組み適正な運営を図って参ります。

なお平成23年度は、一般会計において地方交付税や市税収入などの歳入増や各事業における節約などによる歳出減により実質収支約5億9千万円の黒字となりました。特別会計においても全ての会計で収支均衡以上となっております。各会計の決算状況は以下の表のとおりです。

【問合せ先】 市財務課財政係 ☎52-3122

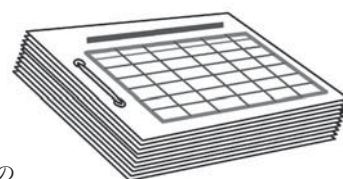
●一般会計

歳入		
科目	決算額	参考(平成22年度決算)
市税	9億3,594万円	9億5,730万円
地方譲与税・交付金	2億1,487万円	2億3,106万円
地方交付税	52億3,538万円	53億1,766万円
負担金	4,875万円	5,509万円
使用料・手数料	6億7,447万円	6億7,722万円
国・道支出金	16億9,518万円	17億5,883万円
財産収入	9,920万円	6,366万円
寄附金・繰入金	6億630万円	7,092万円
繰越金	5億2,645万円	4億5,614万円
市債	10億2,237万円	26億2,187万円
諸収入	2億7,987万円	3億5,765万円
合計	113億3,878万円	125億6,740万円

歳出		
科目	決算額	参考(平成22年度決算)
議会費	5,598万円	4,221万円
総務費	34億243万円	21億738万円
民生費	21億7,160万円	21億7,491万円
衛生費	7億2,877万円	6億8,203万円
農林業費	2,893万円	4,295万円
商工費	4億7,680万円	6億2,555万円
土木費	13億9,102万円	16億8,783万円
消防費	3億465万円	3億5,185万円
教育費	2億3,500万円	7億7,919万円
公債費	19億1,784万円	35億3,963万円
諸支出金	1,939万円	384万円
災害復旧費	1,779万円	0万円
労働費	-	358万円
合計	107億5,020万円	120億4,095万円

※平成23年度は労働費の計上なし

収支の状況		
歳入-歳出	A	5億8,858万円
繰越明許費繰越額	B	71万円
実質収支額	A-B	5億8,787万円
単年度収支額		7,055万円



- ・繰越明許費繰越額～年度内に事業の完了が見込まれなかったため、翌年度に予算を繰越して執行するもの
- ・実質収支～(歳入-歳出)から翌年度に繰越す財源を除いた決算額
- ・単年度収支～当該年度における実質収支の増減額を示すもの(当該年度実質収支-前年度実質収支) ※平成22年度実質収支 5億1,732万円

●特別会計

会計名	歳入	歳出	収支
国民健康保険事業会計	19億1,029万円	19億1,029万円	0万円
市場事業会計	159万円	158万円	1万円
公共下水道事業会計	2億6,393万円	2億6,393万円	0万円
介護保険事業会計	14億4,079万円	14億4,079万円	0万円
診療所事業会計	1億6,704万円	1億6,704万円	0万円
後期高齢者医療事業会計	2億3,405万円	2億3,366万円	39万円

注) 水道事業会計除く。



●平成23年度末将来負担等の状況

会計名	実質収支	債務負担残高	市債元金残高	基金残高	合計
一般会計	5億8,787万円	△21億2,973万円	△438億2,770万円	27億5,473万円	△426億1,483万円
国民健康保険事業会計	0万円	△1,850万円	0円	8,488万円	6,638万円
市場事業会計	1万円	0万円	0円	159万円	160万円
公共下水道事業会計	0万円	△3,358万円	△15億9,528万円	0円	△16億2,886万円
介護保険事業会計	0万円	△844万円	0円	2,374万円	1,530万円
診療所事業会計	0万円	0円	△4億2,641万円	0円	△4億2,641万円
後期高齢者医療事業会計	39万円	0円	0円	0円	39万円
合計	5億8,827万円	△21億9,025万円	△458億4,939万円	28億6,494万円	△445億8,643万円

注) 水道事業会計除く。

- ・債務負担～将来にわたり支出する義務を有するもの
- ・市債元金～事業等実施するために借入れたもの
- ・基金～特定の目的のために、資金を積立・運用するもの

(平成22年度末残～ △474億8,873万円)
対前年減少額～ 29億230万円

夕張市財政再生計画の変更(平成24年度)と 平成24年度補正予算の内容

総務大臣あてに協議を行った「夕張市財政再生計画の変更(平成24年度第4次(11月))」について、総務大臣から同意が得られました。今回の計画変更による財政再生計画期間の変更はありません。同意が得られた変更の主な内容を次のとおりお知らせします。

財政再生計画の変更内容

歳入

▼市営住宅外構整備、老朽市営住宅除却、不用公共施設除却、障害者自立支援事業、人件費(報酬)、有害鳥獣駆除、衆議院議員選挙、最高裁国民審査執行に対して見込まれる国道支出金収入の増

【補正予算額 89、970千円】

▼基金を活用した事業を実施するための「幸福の黄色いハンカチ基金」からの繰入金金の増

【補正予算額 669千円】

▼市営住宅外構整備事業における一部実施見送りに伴う公営住宅建設事業債の減、老朽市営住宅除却における除却住宅の見

直しに伴う公営住宅建設事業債の減及び過疎対策事業債(ソフト分)の増、不用公共施設除却の実施に対して見込まれる過疎対策事業債(ソフト分)の増

【補正予算額 △10、200千円】

▼「幸福の黄色いハンカチ基金」に積み立てるための指定寄附金収入の増

【補正予算額 6、016千円】

▼平成23年度決算において、剰余金587、873千円が生じたことによる繰越金の増

【補正予算額 587、872千円】

歳出

■道からの衆議院議員選挙委託金を活用した衆議院議員選挙及び最高裁国民審査執行のための経費の増

【補正予算額 11、546千円】

■「幸福の黄色いハンカチ基金」からの繰入を活用し、除雪用具の購入及び幼稚園の給水管改修等を実施するための経費の増

【補正予算額 549千円】

■国の予防接種実施規則の改正に伴う、不活化ポリオワクチン及び4種混合ワクチンへの種類変更及び接種回数増加による経費の増

【補正予算額 1、774千円】

■夕張中学校に設置している受水槽について、清掃委託を実施するための経費の増

【補正予算額 104千円】

■夕張市美術館の屋根崩壊前時点における再建築価額について、算定委託するための経費の増

【補正予算額 3、192千円】

■共同浴場の外壁補修や設備取り換えを実施するための経費の増

【補正予算額 746千円】

■平成24年度の制度改正等に伴う障害者自立支援事業の給付に必要な経費の増

【補正予算額 95、404千円】

■市営住宅外構整備について、当初予定

していた敷地内の道路整備事業の実施が見込まれなくなったことによる一部事業費の減

【補正予算額 △32、235千円】

■国庫支出金及び市債を活用した老朽市営住宅除却について、除却住宅の見直し及び除却住宅棟数の増加による事業費の増

【補正予算額 28、140千円】

■国庫支出金及び市債を活用した老朽化が著しく市民生活に支障を来すおそれがある市所有施設を除却するための経費の増

【補正予算額 4、095千円】

■入院等による事業費の増大に伴う北海道後期高齢者医療広域連合への負担金の増

【補正予算額 17、318千円】

■介護報酬が改正されたことに伴う一般会計から介護保険事業会計への繰出金の増

【補正予算額 7、524千円】

■市が売却した土地において、地中からコンクリート殻等の不用品が発見されたことにより、土地購入者が行った不用理設物撤去費用を賠償するための経費の増

【補正予算額 395千円】

■「幸福の黄色いハンカチ基金」からの繰入を活用し、指定寄附に基づき、指定事業への助成を実施するための経費の増
【補正予算額 120千円】

■夕張メロンの生産拡大に取り組む生産者の負担軽減に資するため、J A夕張市における補助残融資に対する利子補給制度の創設に伴う経費の増
【補正予算額 17千円】

■平成23年度に実施したセーフティネット支援等対策事業に対する補助金の確定に伴う過年度過誤納還付金の増
【補正予算額 839千円】

■平成23年度決算剰余金について、今回の補正分の一般財源を控除した額を財政調整基金に積み立てるための経費の増
【補正予算額 522、838千円】

■指定寄附金を「幸福の黄色いハンカチ基金」へ積み立てるための経費の増
【補正予算額 6、016千円】

■今回新たに発行する市債に係る後年度の公債費について、普通交付税措置分を除いた市の実質負担に係る全期間の一般財源負担分を財政再生計画調整基金へ積み立てるための経費の増
【補正予算額 5、945千円】

予算の補正を行った会計と補正予算額

平成24年11月に総務大臣の同意が得られた「夕張市財政再生計画の変更」に基づき、一般会計のほか3会計の特別会計について予算の補正を行いました。

(単位：円)

会計名	補正前の予算額	11月の補正予算額	補正後予算額
一般会計	9,778,632	674,327	10,452,959
国民健康保険事業会計	1,915,760	2,792	1,918,552
公共下水道事業会計	282,918	0	282,918
介護保険事業会計	1,446,564	76,631	1,523,195

他の特別会計の主な補正の内容

【国民健康保険事業会計】医療費の増大による退職被保険者の高額療養費の増

【公共下水道事業会計】汚泥処理量の減及び過年度過誤納還付金の増

【介護保険事業会計】介護報酬改定による給付費の増及び新規に北海道から交付される財政安定化基金市町村交付金を介護給付費準備基金へ積み立てる経費の増

そよかぜ通信

ご存知ですか？ 大人の発達障害②

大人になってから気づく、発達障がいと比較的多くみられる次の2つの障がいについて紹介します。

注意欠陥・多動性障がい (ADHD)

〈主な症状・様子〉

◆注意欠陥性 一つのこと集中できない、忘れ物が多い、物をなくすことが多いなど

◆多動性 じつとしていられない、しゃべりすぎる、動き回るなど

◆衝動性 考えずに行動する、順番を待てない、会話に平気で割り込むなど

本人は自分のことは「わかってる」のに自分をコントロールできず、もどかしいと思っているようです。

広汎性発達障がい (PDD) (自閉症、アスペルガー症候群などを含む)

※自閉症スペクトラム障がい (ASD) という場合もあります

〈主な症状・様子〉

◆社会性の問題 他者への関心が乏しい、人の気持ちを理解するのが苦手、人から関わられることや触られることを嫌がる、表情が乏しいなど

◆コミュニケーションの質的問題 会話が成り立ちにくい、気持ちのこもら

ない話し方、人の表情や場を読むことができない、冗談や比喩が理解できず言葉どおりに受け取ってしまう、自分の興味のあることを一方的に話すなど

◆想像力の問題とそれに基づく行動の問題 日課や習慣などの変更し弱く不安になりパニックを起こす、体を揺する・物のおいを嗅ぐ・感触を楽しむなどの独特の行動を好んで繰り返すなど。

その他、音や痛みなどの感覚が敏感だったり、鈍感だったりする、計算力や記憶力など特異的な能力が長けており知的機能がアンバランス、睡眠パターンが不規則などの問題を抱えていることがあります。

本人は周りの状況が「わからない」という恐怖に近い不安を感じているようです。

両者ともこれらの症状が人と人との関係で成り立つ社会で、生きていく支障となっっているかどうかが問題となります。

今回は周りの人がどのように理解し、接していけばよいかについて紹介します。

保健師 馬淵 知美

問合せ先

市財務課財政係

☎ 52-3122



夕張市不適正経理及び使途不明金について

今回の不正経理により、市民の皆様、また、夕張市の再生に応援をいただいている全国の皆様に大変なご心配と不快な思いをお掛けしましたことに、心よりお詫び申し上げます。

今後、このような不正経理が夕張市において発生しないよう、今回の事案を教訓として再発防止に取り組み参りたいと考えております。

夕張市長

鈴木直道

11月30日、夕張市不適正経理と使途不明金調査報告書を公表しました。

9月14日に判明した今回の事案について、設置した調査チームにおける調査報告書と処分などの概要をお知らせします。

調査報告

●調査結果

◇消防に関する調査 北海道消防大会旅費などの不正使用

平成19年度、20年度、平成22年度及び平成23年度の消防大会において、当初から随伴職員に負担金などに充てる目的を持って、架空の費用弁償と旅費について市に請求を行い、支出させて受領し、正規の支出目的外で

認めざるを得ない。

プール金を使用した交際費の中には、飲食をとまなうものが多く、私的使用と認められる。

費用弁償の架空請求による共済掛金等補てん

相当以前から団員の負担軽減のため、架空の費用弁償を請求し、共済掛金などの相当額を補てんするという不適正な経理が、上司からの具体的な指示がない中で、職員同士の事務引き継ぎに基づき通常業務として誤認したまま組織的に行われてきた。

保険事務手数料の歳入予算未編入によるプール金

相当以前から、保険事務手数料が公金と認識されず、慣行的に歳入予算に編入することなく消防本部において組織的に管理し、予算外の運営経費と夕張市消防職員共済会への助成に使用する不適正経理が、上司からの具体的な指示がない中で、職員同士の事務引き継ぎに基づく通常業務として誤認したまま組織的に処理されてきた。

その他

- ・ 旅費の重複支出
- ・ 費用弁償の架空請求による団体本部会計への充当
- ・ 費用弁償の架空請求による北海道消防大会団員負担軽減

・ 指示のない費用弁償の架空請求
◇全庁的における調査

関係団体の現金管理状況については、適正であることが確認されました。

●再発防止策

不正経理防止のための環境整備
全体の奉仕者であることの自覚強化、懲戒処分の指針と公表基準の策定、定期的な人事異動の実施

不正経理防止のための体制整備

公金取扱いと予算執行の適正化、費用弁償付属書類の添付徹底、前渡資金などの記録厳守、資金前渡資金以外の窓口払いの限定、委任状提出の徹底、市補助金支出に伴う指令書提出の徹底、会計出納業務における保管・管理体制の充実、適正な会計処理に向けた知識の習得、消防団業務の適正化、請求書の適正な取り扱いの徹底、支出伝票の出納回付期限の厳守、支出伝票決裁の厳正化

夕張市不適正経理及び使途不明金にかかる処分

分限処分

夕張市消防職員

降任 2名

※管理職から主査に降任

懲戒処分

夕張市消防職員

免職 1名 消防長 鷲見英夫

減給 1名 10分の1 2カ月

戒告 1名

厳重注意

夕張市職員 1名

夕張市消防職員 20名

市長 7割カット↓9割カット
給与 1カ月

不適正経理金額調査一覧 (平成24年11月30日現在)

区分	北海道消防大会旅費の不正使用	費用弁償の架空請求によるプール金	費用弁償の架空請求による共済掛金等補てん
金額	682,840円	2,089,500円	6,044,500円
区分	保険事務手数料の歳入予算編入によるプール金	その他	合計
金額	2,800,830円	411,780円	12,029,450円

問合せ先

市消防本部 53-4121
市総務課 52-3170

後期高齢者医療制度のお知らせ

■高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が「病気にかかったとき」と「介護サービスを利用したとき」の1年分の自己負担額の合計が表の基準額（限度額）を超えた場合は、超えた額が「高額介護合算療養費」として支給されます。手続きには市の窓口への申請が必要です。

※後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。また、支給額が500円未満の場合は支給されません。

自己負担限度額表

（1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日）

負担割合	区 分		自己負担額の合計の基準額
3割	現役並み所得者		67万円
1割	一 般		56万円
	住 民 税	区分Ⅱ（※1）	31万円
	非課税世帯	区分Ⅰ（※2）	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税の方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方

■医療費通知の送付を希望する方へ

北海道後期高齢者医療広域連合では、被保険者の皆さんに健康や医療に対する理解を深めていただくために、皆さんの医療費を半年ごとにまとめた医療費通知を希望する方へ送付しています。次回は、3月（平成24年7月～12月の医療費を対象）に送付します。新たに送付を希望する方は連絡してください。電話で手続きできます。

すでに「送付希望」の連絡をいただいている方は、継続して送付しますので、再度の連絡は必要ありません。

※医療費通知を確定申告などの医療費控除の領収書の代わりとすることはできません。

問合せ先 北海道後期高齢者医療広域連合
 ☎011-290-5601
 市市民課健康保険係(②番窓口)
 ☎52-3105

3 加入者が死亡したとき、子どもを支えるための遺族基礎年金
 2 病気のやがて障がい状態になったときのための障害基礎年金
 1 老後のための老齢基礎年金
 国民年金には3つのメリットがあります。

保険料の支払いが困難な方は、学生納付特例などの免除制度がありますので相談ください。

問合せ先 岩見沢年金事務所
 ☎01126-22-5804

障害者控除対象者認定書を交付します

65歳以上で身体障害者手帳などの交付を受けていない方でも、障がい者に準ずるものとして介護保険の認定を受けている方は、障害者控除の対象となる場合があります。

市では、要支援・要介護認定を受けている方からの申請に基づき、介護保険主治医意見書の内容により審査し、障害者控除を受けるための認定書を無料で

発行します。

この認定書で、平成24年分の所得税・住民税の申告時に控除を受けることができます。

認定の対象者（次のいずれにも該当する方）

①要支援・要介護認定を受けている満65歳以上の方

②認知症または寝たきり状態（おおむね6カ月以上）で、日常生活に支障のある方

認定基準日 12月31日

申請場所 市介護保険係、南支所、各ふれあいサロン

申請に必要なもの 介護保険被

保険者証と印鑑

申請方法 申請場所の窓口用意してある申請書に、必要事項を記入し提出してください。

申請受付開始日 1月7日から随時受け付けします。

問合せ先 市介護保険係
 ☎52-3164

公的年金などを受給している方へ

確定申告手続き簡素化について
 平成23年度分以後の各年分について、公的年金などの収入金

額の合計額が400万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がありません。

次の点に留意してください。

◆扶養親族の異動、生命保険料控除や医療費控除による所得税の還付を受ける場合は確定申告書を提出することができます。（1月から岩見沢税務署で受付けています。）

◆所得税の確定申告が必要ない場合であっても、遺族年金や障害年金など非課税収入のみの方

で受給者の年金を負担するといふ「世代と世代の支えあい」の制度です。

新成人の皆さんへ 国民年金のご案内

国内居住の20歳から59歳の全ての方は国民年金に加入し、保険料を納めます。

年金制度は、皆さんの保険料で受給者の年金を負担するといふ「世代と世代の支えあい」の制度です。

国民年金には3つのメリットがあります。

1 老後のための老齢基礎年金
 2 病気のやがて障がいの状態になったときのための障害基礎年金
 3 加入者が死亡したとき、子どもを支えるための遺族基礎年金

保険料の支払いが困難な方は、学生納付特例などの免除制度がありますので相談ください。

問合せ先 岩見沢年金事務所
 ☎01126-22-5804

や、年金機構へ扶養親族等申告書を提出後に、扶養親族などに異動があった場合は、住民税と各種保険料などの算定のため、住民税の申告が必要となります。

問合せ先 市賦課係
 ☎52-3120

冬期間の大規模停電対策

平成24年11月27日、胆振地区で暴風雪により送電線が断線して、3日間停電になりました。冬の北海道において、停電が長期化すれば命にかかわる問題が発生することが考えられます。大規模な自然災害と同様に、家庭での取り組みをお願いします。

家庭での準備
 ・3日間分の食料（飲料水1人1日3リットル、乾パン、缶詰など）

・懐中電灯、携帯ラジオ（乾電池は使用しなくても消耗していきまます。定期的に点検しましょう）

・カセットコンロ、使い捨てカイロ（寒さ対策が最優先。ポータブルストーブを持っている方は、使用できるか点検）

停電が長引いた場合
 ・市広報車両による情報の伝達
 ・避難所の開設（小型発電機、移動式ストーブ、毛布で対応します）

・市備蓄食料の供給（スティックパン、アルファ米を備蓄しています）



夕張保育協会からのお知らせ

紅葉山保育園では、園児数の減少が続く、単独では必要とされる保育を維持することが厳しいことから、平成25年度より沼ノ沢保育園に統合することといたしました。

地域の皆さんには、これまで大変お世話になりました。心よりお礼申し上げます。

問合せ先

市保育協会 52-5252
 市生活福祉係 52-1059

平成25年度 保育園児を募集します

入園資格 保護者が共働きや病気のため、家庭で保育を受けることができない生後3カ月から5歳までの乳幼児。

受付期間 1月23日～24日 午前9時～午後4時

※都合により受け付けができない方は各保育園または市生活福祉係まで連絡ください。

受付場所 各保育園（新夕張・清陵・沼ノ沢）
持参書類 印鑑と平成24年分の

源泉徴収票または確定申告など所得税額が確認できるものの写し。後日提出でも構いません。※希望者が多く受入れできない保育園がある場合は、別の保育園への入所をお願いする場合があります。保育料は決定次第お知らせします。

問合せ先

市生活福祉係 52-1059
 新夕張保育園 52-2088
 清陵保育園 59-7831
 沼ノ沢保育園 57-3164

ロックンロード274 リストバンド事業の協力店舗の募集

夕張・むかわ・日高・占冠の4市町村が連携して、交流人口の拡大を図るために4市町村共通のリストバンドを販売し、リストバンド購入者は協力店舗で割引などの優待特典を受けられる企画を実施しています。

平成25年4月から1年間実施します。

趣旨に賛同し協力いただける店舗や施設を募集します。

実施期間 平成25年4月～平成26年3月（予定）

申込期限 平成25年1月31日
申込・問合せ先 市まちづくり

企画室 52-3141

平成25・26年度物品等 入札参加資格審査申請受付

平成25・26年度に市が行う物品関係の入札に参加する方の資格審査を行います。

受付期間 1月15日から随時

受付場所 市総務係（4階に申請書を持参してください。郵送は不可）

申請様式 市総務係または夕張市ホームページ「夕張市競争入札関係書類（物品関係）」から印刷

問合せ先 市総務係 52-3170

平成25・26年度建設工事等 入札参加資格審査申請受付

平成25・26年度に市が行う建設工事の入札に参加する方の資格審査を行います。

受付期間 2月1日～28日

※受け付けの混雑が予想されるため「商号または名称の頭文字」の区分により、原則、次の日程で受け付けを行います。

受付日程（2月）

あ・ま行 1日～6日
 か・ら・わ行 7日～12日

さ行 13日～18日

た・な行 19日～22日

は・や行 25日～28日

※都合が悪い場合は、受付日程以外でも申請できます。

受付時間 午前9時～午後3時

受付場所 市建築住宅係（3階に申請書を持参してください）

申請様式 市町村統一様式を購入し、各種添付書類を添えて申請してください。

詳細は、市ホームページをご覧ください。

問合せ先 市建築住宅係 52-3119

ゆうばり仲間づくり「子ども会議」

夕張の子どもたちが、はじめのない明るい学校づくりに向けた取り組みについて交流し、自らいじめについて考え、より良い人間関係づくりを実現するために「子ども会議」を行います。

とき 1月10日 午後1時

ところ 夕張中学校2階会議室

参加校 ゆうばり小学校、夕張中学校、夕張高等学校から各3人の代表児童生徒が参加予定です。※一般の方も参観できます。

問合せ先 市教育委員会 阿部 52-3166

平成25年度住宅募集日程

募集・申込期間

- 第1回 2月1日～3月7日
- 第2回 6月3日～10日
- 第3回 8月1日～9日
- 第4回 10月1日～9日

※募集する住宅は決まり次第、広報ゆうばりまたは市ホームページでお知らせします。募集日程は変更となる場合があります。

問合せ先 市建築住宅係
☎52-3119

農業委員会委員選挙人名簿登録申請について

農業委員会委員の選挙資格を有する次の方は、毎年1月1日現在で農業委員会委員選挙人名簿登録申請を行ってください。

申請書は、各農事組合長を通じて配布しますので、1月10日までに所属の農事組合長に提出してください。

- ①市内に住所を有し、平成25年3月31日現在で満20歳以上となる方で、30アール以上の農地で耕作の業を営んでいる方
- ②①の方の同居親族またはその配偶者で年間概ね60日以上この業に従事している方

③①と同様の面積の農地で耕作の業を営む農業生産法人の組合員、社員または株主で年間概ね60日以上耕作の業に従事している方。

問合せ先 農業委員会事務局(市農林係)
☎52-3124

働いている調理師の皆さんへ

調理師法では、調理業務に従事している調理師の方は、2年ごとに12月31日現在の調理従事場所などを届け出なければなりませんと定められています。平成25年は届け出が必要な年となっています。

届け出が必要な方

次の施設、店舗で調理の業務に従事している調理師の方

◆寄宿舎、学校、病院、事業所
社会福祉施設、介護老人保健施設、矯正施設、その他多数人に飲食物を調理して供与している施設、飲食店営業、魚介類販売業、そんざい製造業

届け出 平成25年1月15日までに、働いている地域の社団法人北海道全調理師会各支部に届け出てください。

届け出用紙 地域の社団法人北海道全調理師会各支部、保健所

地域保健支所に備えてあります。
問合せ先 北海道全調理師会夕張支部焼き鳥ともゆき ☎59-2174

緊急通報は110番
相談電話は「#9110」

110番は事件・事故などが発生した場合に警察へ緊急通報をするための電話です。

事件・事故を目撃した、被害に遭った、交通事故に遭ったときなどは、110番に通報してください。

事件・事故の内容に基づいて、必要な事項を質問するので、慌てず落ち着いて正しく答えてください。

遺失・拾得物の連絡、諸願手続き、地理案内など、特別な緊急性がない場合は、最寄りの警察署・交番に連絡してください。

ストーカーや家庭内暴力、子どもの非行などで不安や危険を感じている方、どこに相談していいのかわからず悩んでいる方、警察業務に関する相談や意見などがある方は、警察相談電話「#9110」の利用をお願いします。

1月10日は110番の日
110番の適切な使用を推進

するために警察庁が昭和60年に定めました。警察官が早く現場に行けるよう、皆さんの協力をお願いします。

問合せ先 夕張警察署地域交通課
☎52-0110

藤崎美里「習字展」

小学校から中学校時代までの作者の成長をたどる作品展です。

とき 1月24日～2月8日
午前8時45分～午後5時30分(市役所開庁時間)

ところ ふるさとギャラリー「あずましい」市役所2階
観覧は無料です。

問合せ先 市社会教育係
☎52-3166

新春短詩文芸大会
参加者募集

とき 1月25日 正午から午後3時30分

ところ 清水沢地区公民館
参加方法①短歌 詠草2首(1月21日までに申込み先へ提出)
②俳句5句(当日持参)

対象 どなたでも参加できます。

参加料 1,000円
申込・問合せ先 市社会教育係

除雪機を貸し出します

財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用して購入した除雪機を、次のとおり貸し出しますのでご利用ください。

貸出対象 町内会組織や除雪ボランティア団体

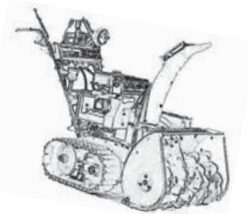
貸出期間 貸出日、返却日を含めて7日以内

除雪機設置場所 市役所本庁舎、老人福祉会館、南支所、農業研修センター

注意事項 ①申込みは、市まちづくり企画室または各除雪機設置場所の担当に、備え付けの申込書を提出してください。②使用場所までの移送と返却は、借受者が行ってください。③除雪機の燃料は、借受者の負担となります。

貸出開始日 1月7日

問合せ先 市まちづくり企画室
☎52-3141



年末年始の窓口

市役所は12月29日から1月6日まで閉庁となります。

●住民票・戸籍・印鑑証明交付

については、1月4日午前8時45分から正午まで、市役所本庁舎1階の市民係で申請を受け付けします。

●戸籍の届出

受付場所は次のとおりです。

【日中の受付】

受付場所 本庁舎の日直
受付時間 午前8時30分～午後5時30分

☎52-3131

【夜間の受付】

死亡届出の受付はしません。

受付場所 消防本部（清水沢宮前町）☎53-4122

受付時間 午後5時30分～翌朝

午前8時30分

問合せ先 市市民係

☎52-3104

●市営浴場の営業

南清・宮前町・真谷地・清陵浴場は次のとおりの営業となります。

12月31日 午後2時～午後6時まで営業します。

1月1日・2日 休業します。

こどものへや



佐々木 雅ちゃん

平成24年8月23日生まれ

末広2丁目 父・朋和さん 母・真奈美さん

このコーナーに掲載する乳幼児(小学校入学まで)の写真をお待ちしています。

●送り先 市総務係 ☎52-3170

1月3日から平常どおり営業します。

問合せ先 市環境生活係

☎52-3108

●ごみの収集

埋立処分地	資源ごみ	一般ごみ
午前8時30分～午後4時30分	第1火曜日の地区	金曜日の地区
休みます	休みます	月曜日の地区
休みます	休みます	休みます
午前8時30分～午後4時30分	第1水曜日の地区	水曜日と金曜日の地区
休みます	休みます	休みます
午前8時30分～午後4時30分	第1木曜日の地区	月曜日の地区

問合せ先 市環境生活係

☎52-3108

●水道故障の受付

12月29日から1月6日までの水道の故障、不都合についての業者の対応は次のとおりです。

月 日	会社名	電話番号
12月29日～30日	休みます	—
12月31日	日管建設	52-2551
1月1日	休みます	—
1月2日	建成産業	59-5002
1月3日	泉工務店	52-2430
1月4日～6日	休みます	—

営業時間 午前9時～午後3時
※この期間の作業料金は割増となります。

市営・道営住宅に関する問い合わせは、市建築住宅係で対応します。

問合せ先

市上下水道課 ☎52-3152

市建築住宅係 ☎52-3119

次号、2月号の広報ゆうばりは2月1日に配布します。

市長の動静

11月下旬 ▽22日 災害時における避難所及び一時避難所使用に関する協定調印式（スポーツピア）／第4回臨時市議会 ▽26日 夕張ドキュメントラリーツアー地元ガイド育成研修会／南ふるさと市町村圏組合平成24年第3回理事会・第2回定例会（南空知災害時相互応援に関する協定調印式）
▽27日 災害時における機器の調達に関する協定調印式（アクテイオ、カナモト、共成レンテム） ▽28日～30日 市長とのふれあいトーク
▽30日 第5回臨時市議会／行政常任委員会（決算審査特別委員会）
12月上旬 ▽3日 土地譲渡契約調印式 ▽6日 平成24年度交通安全と除雪作業の安全対策研修会 ▽7日 行政常任委員会

平成24年12月1日現在

人口 10,252人（-34人）
男 4,807人（-14人）
女 5,445人（-20人）
世帯数 5,696世帯（-19世帯）
（ ）は前月比

※住民基本台帳法の改正に伴い、外国人住民が含まれています。